## 鳥取市屋外広告物条例の基準

適用除外広告物の基準

	<u>広告物の基準</u> 区分			基準
案内誘導広	表示方法等の基準			広告物等の表示の方法等の基準に適合するものであること
告物				
※設置する際に許可を受ける必ます	事業所等の位置			禁止又は制限道路等から原則として1km以内であること
	設置件数			同一の事業所等につき2個以下であること
	表示面積	単独で表示する場合		1面の表示面積0.5㎡以下、合計の表示面積1㎡以下であること
		複数の事業 所等が集合		1面の表示面積0.75㎡以下、合計の表示面積1.5㎡以下であること
		で表示する 場合	広告物全体 	1面の表示面積10㎡以下、合計の表示面積20㎡以下であること
	高さ			地面から3m以下であること
				ただし、平年において積雪の深さが3m以上となることがあると認められる地域にあっては、この限りでない
	表示内容			自己の氏名、名称、店名、屋号、商標、事業・営業内容、居所・事業所・営業所の位置
				事業・営業内容は、「性風俗関連特殊営業」(風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律第2条第5項)のための広告物等でないこと
する広告物	設置者			その街灯の設置者、または、その街灯の経費を負担する者であること
	設置個数			街灯柱1本につき1個であること
	表示の方法			街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと
				道路の中心線に直角に設置するものであること
	大きさ			タテ1. 1m以下、ヨコ0. 3m以下であること
	突き出し部分の長さ			0. 4m以下であること
	地面から広告板の下端までの高さ			4. 7m以上であること
	表示内容			自己の氏名、名称、商品名
物	表示面積			10㎡以下(総量規制)であること
	表示内容			自己の氏名、名称、店名、屋号、商標、事業・営業内容、居所・事業所・営業所の位置
	設置場所			自己の居所・事業所・営業所であること
自己管理地 広告物	表示面積			1. 5㎡以下であること
	高さ			地面から1.5m以下であること
はり紙	表示面積			0. 13㎡以下であること
はり札等	表示面積			0. 10㎡以下であること
一時的・仮設 的な広告物	表示期間			10日以内であること